



# 在外選挙の制度と 手続について

在外選挙登録資格

- ① 満18歳以上で
- ② 日本国籍を持っていて
- ③ 海外に3か月以上お住まいの方(出国時登録申請を除く)

## 登録・投票は簡単です

必要書類を準備し申請書に記入、  
大使館、総領事館窓口で登録申請

3か月後に大使館などから  
住所確認の連絡を受ける

選挙人証の受取

### 用意する物



居住している事を  
証明できる書類  
(在留届を提出済の方は不要です。)



※申請書や選挙人証が海外・国内を往復するため受取までに数か月かかります ※選挙人証受取は郵送又は窓口での受取が選べます

### 同居家族による代理申請もできます。

申請者の上記書類と署名入り在外選挙人名簿登録申請書と申出書※、代理の方の旅券を御用意ください。

※申請書と申出書は領事窓口または総務省のホームページから入手できます。



### 在外投票は次の3つの方法から選択できます

直接派?



#### 在外公館投票

直接日本大使館・総領事館(領事事務所)に出向いて投票する方法。

#### 郵便等投票

投票用紙等を事前に請求して、記載の上、登録先の選挙管理委員会へ郵送する方法。

郵送派?



国内派?



#### 日本国内で投票

一時帰国した方や帰国直後で転入届を提出して3か月未満の方は、日本国内でも投票できます。

外務省

- 平成22年5月に憲法改正国民投票法が施行されました。在外選挙人証をお持ちの方は国民投票にも投票できます。
- 平成30年6月から出国時登録申請が始まりました。国外転出する際に市区町村の窓口で申請できます。

詳しくは、在ジュネーブ領事事務所

TEL : 022-716-9900

Mail: consulate@br.mofa.go.jp

または 外務省 在外選挙 検索 まで。